国立大学法人電気通信大学監事監査規程

制定 平成16年4月1日規程第17号 最終改正 令和4年3月14日規程第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第5条第3項の規定に基づき、 監事が行う監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(監事の職務)

- 第2条 監事は、本学の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正 を期するため、本学の業務及び会計について監査する。
- 2 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に質問し、説明若しくは資料の提出を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。ただし、可能な限り、既存資料の活用に努めるものとする。
- 3 監事は、監査を実施するに当たり、本学における業務の円滑な実施及び教育研究の特性に十分配慮するとともに、会計監査人と連携し、的確かつ効率的な監査に努めなければならない。
- 4 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)その他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長(当該役員が学長である場合にあっては、学長及び学長選考・監察会議)に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(定期監査・臨時監査)

- 第3条 監事は、毎年度1回定期監査を行うほか、必要に応じて臨時監査を行う。
- 2 前項の監査は、書面監査及び実地監査により行う。

(日常監査)

第4条 監事は、前条に定める監査のほか、第11条に定める回付文書等に基づき、随時、 監査を行うものとする。

(監査の事務補助)

- 第5条 監事は、学長の承認を得て、職員に監査に関する事務を補助させることができる。
- 2 監査の事務を補助する職員(以下「補助者」という。)は、監査の実施に当たり知り 得た事項を漏らしてはならない。
- 3 補助者は、監事の下、独立性を持って監査に関する事務を行うものとする。 (監査への協力)
- 第6条 役員及び職員は、監事及び補助者が行う監査に協力しなければならない。 (監査計画)
- 第7条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに学長に提出するものとする。 ただし、臨時監査及び日常監査についてはこの限りでない。

(監査結果報告書の作成等)

第8条 監事は、監査終了後、文部科学省令で定めるところにより、速やかに監査結果報

告書を作成し、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受け、改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、 その結果を監事に回答しなければならない。

(文部科学大臣への意見の提出)

第9条 監事は、法人法第11条第11項の定めるところにより文部科学大臣に意見を提出するときは、あらかじめ学長にその旨を通知する。

(重要な会議等への出席)

第10条 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他管理運営上重要な会議に 出席し、意見を述べることができる。

(監事に回付する文書)

- 第11条 次の各号に掲げる文書は、監事に回付するものとする。
 - (1) 財務諸表、事業報告書、決算報告書、中期目標についての意見、中期計画書、業務 方法書、その他法人法の規定に基づき文部科学大臣に提出する認可、承認、認定及び 届出に係る書類及び報告書その他の文部科学省令で定める書類
 - (2) 会計検査院に提出する重要な書類
 - (3) その他業務及び会計に関する重要な書類

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第12条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、学長は、速やかにその旨を口頭 又は文書で監事に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、学長と協議の上 監事が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日規程第8号)

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月22日規程第8号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第105号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日規程第59号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。